

近畿税理士会

発行 平成18年1月

泉大津支部だより 18年新春号

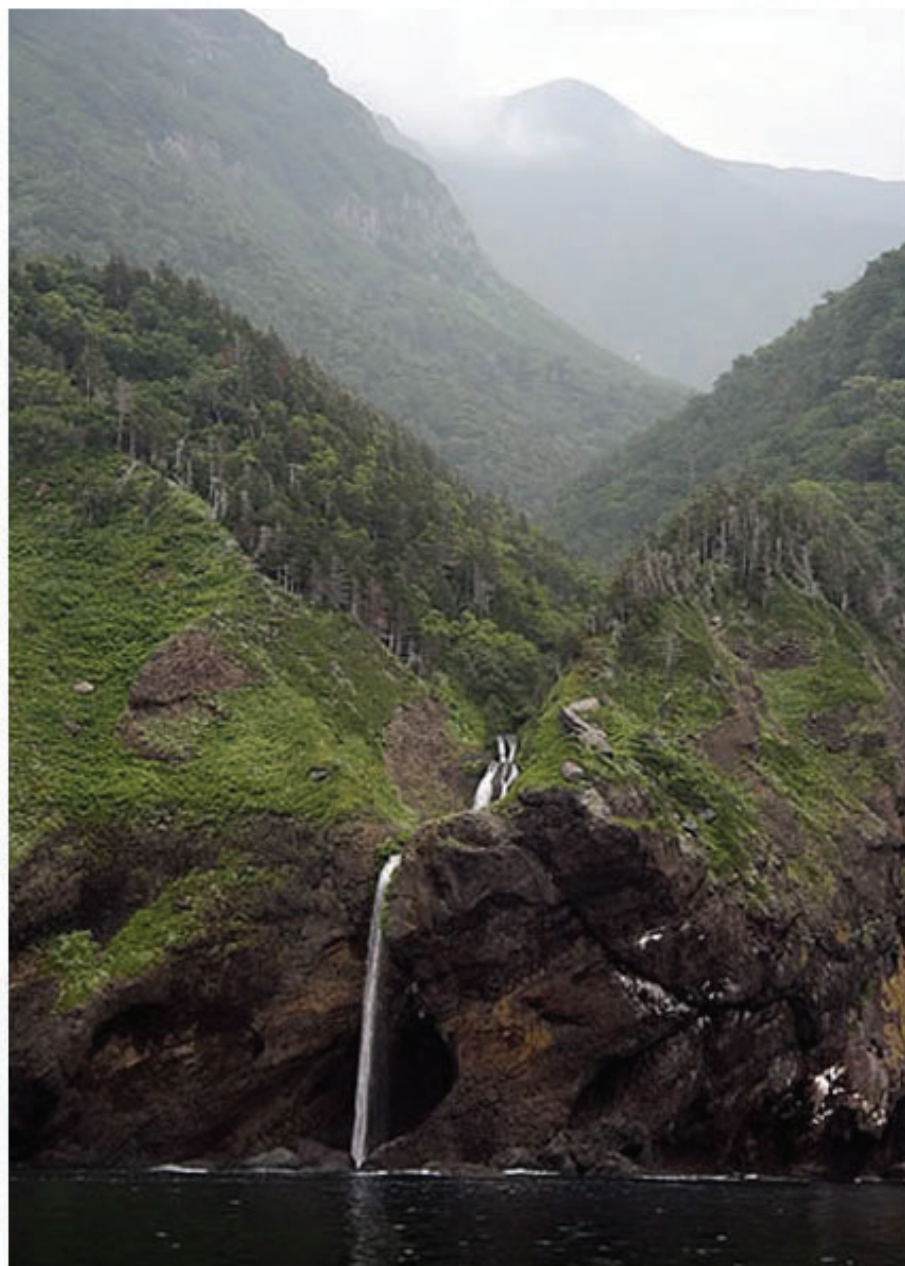
発行/近畿税理士会泉大津支部 支部長 林 武史

事務局 泉大津市二田町1丁目14-13

TEL/FAX 0725-21-6263

No.15

編集委員/萬野 俊史・阪 広久・上吹越 弘・中島 浩・村上 香世・田中 俊英



「知床紀行」

久保 慶明

7月下旬、思い立って世界遺産に登録されたばかりの知床をカメラに収めようと訪れた。運悪く霧と雨の悪天候の中、根室海峡に面した野付半島から羅臼を経て、知床横断道路をウトロへと向かった。知床峠の頂上から、残雪を残す羅臼岳をとおして見る根室海峡と国後島を撮りたいと思ったが、あいにく海峡も島も一面の霧の中。残念に思いながらも、峠を下る路傍に人も車も恐れず悠然と草を食むエゾシカを多く見かけたときには、さすがに知床を

実感することができた。その日は岩尾別川上流の羅臼岳登山道の基点にある原生林の中の一軒宿に宿泊した。明けて翌日もあいにくの雨。陸路からでは見ることにできない知床半島の風景を見ようとウトロ港から知床岬を巡る観光船に乗った。アイヌ語で「地の果て」を意味する知床は、羅臼岳・サシルイ岳・硫黄山・知床岳などの原生林に覆われた海拔千五百メートル級の山々が連なり、険しい断崖絶壁に守られた最後の秘境と言われ、ヒグマ・エゾシカ・キタキツネ・ワシ・シマフクロウなどの数多くの動植物の生態系と手つかずの自然が保たれている。海

と山が直接繋がり、数多くの川が流れ込み、鮭や鱈太鮭が多数遡上するため、食糧が非常に豊富であり、このような地域は世界的にも稀であると言われている。岬を巡って帰港する頃には天候もやや回復し、この旅の目的である、知床岳から原生林をかき分けて断崖の大洞窟へ流れ落ちる「カシュニの瀧」や、硫黄山に源を発し海へ流れて絶壁を黄褐色に染める「カムイワツカの瀧」などを、何とか撮影することが出来たのは幸いであつた。満足感に浸りながら知床を後にした。



- 1面 表紙写真(カシュニの瀧)「知床紀行」
- 2面 泉大津税務署副署長挨拶
- 3面 支部旅行 山陰皆生温泉郷へ
- 4面 第14回誌上研修
「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算と繰越控除」
- 5面 ワールドカップ ドイツ大会
- 6面 「めだか」って!?
「甲子園の思い出」と税理士業
- 7面 泉大津税務署からのお知らせ「確定申告相談会場が変わります」
- 8面 告知板・研修部よりのお知らせ・会員異動・原稿募集・編集後記



新年のご挨拶

泉大津税務署副署長 上田 和幸



新年明けましておめでとうございます。

近畿税理士会泉大津支部の会員の先生方におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

私は昨年7月の異動で泉大津税務署に参りましたが、あっという間に過ぎたような気がします。この間先生方には、税務行政全般にわたりまして深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

昨年を振り返りますと、日韓友情年2005で韓流ブームが起こり、世の奥様方を騒がせました。私個人的にはブームを意識したつもりはないのですが、幾多の韓国ドラマにはまった1年でした。

ところで、政治面では郵政民営化法案による衆議院選挙、年金改革問題、日中韓問題等が国民の大きな関心事となり、社会面では尼崎市J R宝塚線快速電車脱線による悲しい事故の発生、アスベスト問題など、日本中を賑わす問題や事件が多くありました。また経済面では、昨年夏頃から原油高の状態ではありますが、景気もやや上向きの回復傾向にあるといわれており、景気の安定的かつ継続的成長が望まれるところでございます。今後も小泉内閣による構造改革の一層の推進がいわれており、政治、経済の変化に目が離せない一年になりそうです。

さて、今年の確定申告は、年金税制の改正や消費税の事業者免税点の引下げに伴い、かなりの納税者の増加が想定され、また当署の庁舎が狭あいであることから、納税者の利便性を考慮して、署相談会場を南海本線泉大津駅前の「テクスピア大阪」に変更することとしており、昨年より全署を挙げて対策を進めて参りました。

いよいよ本番を迎えるわけですが、先生方にはご多忙の中、税務支援対策事業としての地区相談、外部会場相談等に例年以上の御支援を頂くこととしております。どうか、ご理解と一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、近畿税理士会泉大津支部のますますのご発展と、会員の皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012
大阪市中央区谷町1丁目5番4号
TEL (06) 6941-6888
FAX (06) 6947-2800
URL: <https://ni.vpo.fenics.or.jp/vnfs/>

保険

阪奈積立年金、VIP大型総合保障制度、全税共年金
所得補償、総合事業保障プラン、小規模企業共済
ゴルフアース保険、自動車保険

金融・カード

税理士(マーク入り)カード、住宅ローン
自動車ローン

不動産

トリニテシステム(相続対策)、不動産情報(売買、仲介)
戸建住宅、ビルの賃貸

販売あっせん

業務関連用品、パソコン関連、オフィス家具
紳士・婦人服イージーオーダー
健康食品(プロボリス、カキ肉エキス)
チタン製印鑑、ガソリン、薬石、黒糖

その他

報酬自動支払制度、ゴルフ会員権
(株)公益社、リース関連、人材派遣
セキュリティ、コーヒーマシン・サーバーレンタル
保養施設

道路交通事情を考慮して、定刻より若干早や目の出発となった。乗り込んでいるドイツ製豪華バスの内装は、恰（あた）も旅客機の客室を連想させる、座席腰回りもゆったり目の構造である。池田ICから中国自動車道へ、宝塚あたりの山斜面はざっくり削られて、住宅が建ち並ぶ。舞鶴自動車道と分かれると、交通量も少なくなった。バスはひたすら疾走する。生ビール樽を積む装備付き、ジョッキで飲めるとは夢みごち。心地よい走行振動に身を任せていると、眠気に誘われて仕方ない。

中国山地、県境辺りになると生憎と小雨となった。昔から山陰地方には、弁当忘れても傘を忘れるなという言葉がある。昼食は自然いっぱいの蒜山高原、パーベキューは食べ応え十分であった。バックにそびえる鳥取県の秀峰、大山は雲間に隠れたままだった。

観光地とっとり花回廊は、草花を楽しむことができる花の公園である。フラワードームはシンボルである。深緑の森の中で爽やかな風を心ゆくまで満喫した。秋の日はつるべ落とし、弓ヶ浜の日暮れは急速に落ちる。

今夜の宿泊旅館は、青松の海岸に面した日本海を眺望できる、皆生温泉華水亭である。海中に湯が沸いているのを発見されたのが始まりで、塩泉質だと説明があった。広々とした露天風呂は海が一望できて、ズラリと並ぶ寝湯が心地よかった。

6時、支部長あいさつのあと乾杯合図で開宴となる。和気藹々とリラックスした雰囲気の中、四方山（よもやま）話に花が咲いた。五感で楽しむ旬の魚介料理に舌鼓を打ち、頗る堪能した。

翌朝ゴルフ組は早立ちだった。残った観光組も古代ロマンと城下町を巡るので、早立ちと相なった。まず、境港観光の代表「漫画家 水木しげるロード」を探索する。下車するなり記念館に入館した。妖怪達のブロンズ像が百体余り、商店街通り両側にズラリと配置されて居り、街全体にユーモアが溢れている様相だった。

“今朝方からの雨は未だに降り止まない”

バスは松江市に向けて走り出した。間もなく江島大橋を渡れば、中海に浮かぶ大根島である。堤防道路を45分ドライブして、松江市街地に入る。松江城堀沿にある明治の文豪、小泉記念館で遺品、数々のコレクションを見た。著書「知られぬ日本の面影」を機会があれば図書館なりで一読したい。

昼食に案内されたのは、屋号「みな美」、老舗店だった。メニューは鯛めし、内容は鯛そばろに細かく煎った玉子、海苔などの薬味を温かいご飯の上にのせ、秘伝のだしをかけて食べる名物料理、見た目と違ってその味わいには風味があった。

腹拵えのあと、風情たっぷりの城下町をめぐり、乗船場へ。天守閣を仰ぎ乍ら約3Kmの堀川を45分でぐるりと巡る。屋形船は人気絶頂である。途中16ヶ所の橋下を潜る。中には橋桁が極めて低いのがあり、船頭さんが声をかけるたびに背を屈めるのが難儀だった。

松江市は京都、金沢に並ぶ菓子処、道路沿いに菓子店舗が軒を連ねる。そのような市街地を通り抜け国道9号線を北上、途中ゴルフ組と合流。長距離の高速道路も何ら気にすることなし、帰阪の途についた。



平成16年度の税制改正により、土地・建物等の譲渡所得の計算上生じた損失の金額は、他の所得との損益通算及び青色申告の場合の翌年以降の繰越控除が認められなくなりました。しかし、特例として、平成16年1月1日から平成18年12月31日までの間で、特定の要件をみたす居住用財産の譲渡損失については、損益通算及び繰越控除が可能となります。これには二つの特例があり、買換えがある場合とそれ以外の場合に分かれます。今回は、前年創設された、買換えが不要な後者の特例についてみてみます。

1. 制度の概要

個人が、平成16年1月1日から平成18年12月31日までの間で、所有期間が5年を超え、譲渡契約をした日の前日において譲渡資産に係る住宅借入金等があるなど下記に掲げるような一定要件を満たす居住用財産を譲渡した場合において生じた損失の金額（特定居住用財産の譲渡損失の金額）があるときは、その年の他の所得との損益通算ができ、控除しきれない損失の金額は翌年以後3年内の各年分の総所得金額等の金額の計算上一定の方法により繰越控除することができます。

2. 適用要件

①譲渡資産

- ・居住の用に供している土地等・家屋（国内財産に限る）で、親族等（配偶者、直系血族、生計一親族等）に対する譲渡及び贈与・現物出資による譲渡を除く。
- ・その年の1月1日において、所有期間が5年超であること。
- ・譲渡契約日の前日において住宅借入金等が残っていること。
- ・その年に2以上の譲渡がある場合にはいずれか1つのみ適用。
- ・居住しなくなって3年経過後の属する年の12月31日までの譲渡であること。（その期間は空室でも貸付の用に供していても適用可）

②他の要件

- ・繰越控除の適用を受ける年は合計所得金額が3000万円以下であること。（譲渡年には所得要件なし）
- ・譲渡年の前年以前3年以内にこの規定の適用を受けていないこと。
- ・譲渡損失が発生した年の前年または前々年において居住用3000万円特別控除の特例、居住用低率分離課税の特例、特定の居住用買換えの特例、相続取得の居住用買換えの特例等を受けていないこと。
- ・譲渡年または譲渡年の前年以前3年以内に、居住用買換の譲渡損失の損益通算の適用を受けないことまたは受けていないこと。

3. 損益通算・繰越控除ができる金額

- ①（取得費＋譲渡費用）－譲渡対価
- ② 住宅借入金等の残高－譲渡対価
- ③ ①、②のうち少ない方

4. 計算例（特例を受けるための他の要件はみたしているものとする）

- イ. 譲渡対価 2000万円
 - ロ. 取得費及び譲渡費用 3000万円
 - ハ. 住宅借入金等の残高 2800万円
- 二. その他の所得金額 600万円
 - ①居住用財産の譲渡損失の金額
ロ－イ＝1000万円
 - ②ローン残高－譲渡対価
ハ－イ＝800万円
 - ③譲渡資産に係る譲渡損失の金額
①＞② ∴ ② 800万円
 - ④翌年に繰越控除する額
800万円－600万円＝200万円



5.繰越控除の順序

譲渡損失は、その年分の分離長期譲渡所得金額、分離短期譲渡所得金額、総所得金額、山林所得金額、退職所得金額から順次控除します。なお、その年分の各種所得の金額の計算上生じた損失の金額がある場合または純損失の繰越控除もしくは雑損失の繰越控除が行われる場合には、損益通算及び純損失の繰越控除の規定による控除を行い、次に特定居住用財産の通算後譲渡損失の控除及び雑損失の控除を順次行います。

6.申告手続

- ①譲渡損失が生じた年分（損益通算の特例の適用）…その年分の確定申告書に特例の適用を受けようとする旨を記載し、かつ、その居住用財産の譲渡損失に関する明細書、譲渡不動産の登記簿謄本、売買契約書等、譲渡不動産所在地での譲渡者の住民票の写し等、譲渡契約前日における住宅借入金等に係る債権者の残高証明書等の書類の添付が必要です。
- ②譲渡損失が生じた年分以後の年分（繰越控除の特例の適用）…損益通算の特例の適用を受けた年についての期限内申告書を提出した場合であって、その後連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例を受ける年の確定申告書に控除を受ける金額の計算に関する明細書その他その年において控除すべき通算後譲渡損失の金額及びその金額の計算の基礎その他参考となる事項を記載した明細書の添付が必要です。

(参考文献等)

国税庁タックスアンサー

大阪奈良税理士協同組合/税務相談事例集

大蔵財務協会/図解 譲渡所得

テープ教材 山本和義「資産の譲渡損失 損益通算と繰越控除の対応策」

にじゅういち出版/不動産税額ハンドブック

ワールドカップ ドイツ大会

中島 浩

本年2006年は、4年に1度のサッカーワールドカップ（W杯）が開催される年です。今回の開催国はドイツで、6月9日から約1ヶ月間にわたり、全64試合がミュンヘン、ベルリン等12都市で行われます。197の国と地域が参加し、約2年前から始まった予選も昨年11月16日にすべて終了し、本大会出場32ヶ国が確定しています。出場国は、ドイツ、フランス、イタリア、イングランド、アルゼンチン、ブラジル、そして日本、韓国等です。

今回のドイツ大会は第18回ですが、W杯の歴史は古く、第1回ウルグアイ大会は1930年に行われました。第1回出場国はたったの13ヶ国だけで、第2回から第11回までは16ヶ国で行われていました。その後出場国が増え、第12回からは24ヶ国に、そして第16回（日本が初出場したフランス大会）からは32ヶ国になりました。

また、過去の優勝国は、ブラジル（5回）、ドイツ（3回）、イタリア（3回）、アルゼンチン（2回）、ウルグアイ（2回）、イングランド（1回）、フランス（1回）の7ヶ国だけです。

私が初めてW杯を見たのは、'82年スペイン大会でした。当時はW杯のTV放送は少なく、準決勝と決勝くらいしか見ることができなかったと思うのですが、その頃サッカーを始めたばかりの私にとっては初めて見る“世界のサッカー”でした。選手の名前も知らず、どんなサッカーをするのかも知らず、ただただ感動するばかりでした。

その後、'86年メキシコ大会（マラドーナが大活躍した大会）、'90年イタリア大会を経て、'94年アメリカ大会からは、ほぼ全試合見るようになっていました。日本が初出場した'98年フランス大会や'02年韓日大会の頃になると、普段からも世界のサッカー（特にヨーロッパサッカー）を見る機会が増えていたので、ある程度、選手のプレイスタイルやチームの戦術等も分かるようになっていたため、いろいろな視点でW杯を楽しむことができるようになっていました。

今大会の出場32ヶ国のうち初出場は、ウクライナ、トーゴ、コートジボワール、アンゴラ、ガーナ、トリニダード・トバゴ、チェコの7ヶ国です。アフリカでは常連国であるナイジェリア、カメルーンといった国が敗退し、初出場の国が出てきたということで、期待が持てると思います。また、'10年のW杯は南アフリカで開催されるということもあり、アフリカ勢のモチベーションは非常に高いと思います。

こういった初出場国を含めた32ヶ国が世界一を目指すのですが、その中で優勝の可能性が高い国は、開催国のドイツや前回優勝国のブラジルをはじめ、アルゼンチン、イタリア、フランス、イングランドといったW杯優勝経験国ではないかと思っています。その他にも、オランダ、ポルトガル、セルビア・モンテネグロ（旧ユーゴスラビア）、スウェーデン、チェコ、スペイン等、強豪国はたくさんあります。

日本については、前回は決勝トーナメントまで進出することができ、今回はそれ以上の結果を期待している人も多くいると思います。しかし、前回と違い開催国のメ리트がないため、残念ながら予選リーグ突破は難しいのではないかと思います。（予想を裏切ってくれることを期待するのですが・・・）

また、今回出場するであろう選手の中で、特に活躍が期待される選手は、ランバード（イングランド）、シェフチェンコ（ウクライナ）、ポドルスキー（ドイツ）、シセ（フランス）、ロッベン（オランダ）、ケジュマン（セルビア・モンテネグロ）、F・トーレス（スペイン）、イブラヒモビッチ（スウェーデン）、パロシュ（チェコ）、ロビーニョ（ブラジル）、アイマール（アルゼンチン）等といったところではないでしょうか。その他にも、素晴らしい選手はたくさんいますし、今はそれほど有名でなくても、この大会で一躍ブレイクする選手も出てくるかもしれません。残り約5ヶ月で各国の代表メンバーがどのように決まってくるのかも、楽しみの一つです。

間近に迫った4年に1度の祭典“ワールドカップ”。サッカーに詳しい人もそうでない人も、優勝は？得点王は？MVPは？等、いろいろ予想しながら一緒に楽しみましょう。

ちなみに私の予想は、優勝＝ブラジル、得点王＝ファンニステルローイ（オランダ）、MVP＝ロナウジーニョ（ブラジル）です。

「めだか」って!?

幸野 陸紀

私の趣味といえば、皆様方はきっとゴルフと思われるでしょう。確かにゴルフは好きですが、10年ほど前から「めだか」に熱を入れています。

めだかは、日本、アジア、東南アジアにしかなくて、14種類のめだかが見つっています。日本に住んでいるのは、我々が一般的に『めだか』と呼んでいるニホンメダカです。カダヤシやグッピー等は卵胎生のめだかと呼ばれていますが、全く別種のカダヤシ目の魚です。

ニホンメダカは寒さに強く、14種類のめだかの中で一番北に暮しております。大人でも25mm～45mm位にしかならない小さな魚ですが、4月の中頃から約5ヶ月間卵を産み続けます。めだかが一回に産む卵の数は10～30個位で、水温が高く(26度くらい)、条件が揃うと、メスは毎日のように生み続けます。めだかは一年半～二年位生きますので、なんと一生の間に1,000～4,000個の卵を産むことになります。

私たちが子供の頃は、田んぼや小川でよく野生のめだかを見かけましたが、平成12年2月18日、当時の環境庁により「絶滅危惧種・Ⅱ類」に指定され、今では絶滅の危機に瀕していると言っても過言ではありません。めだかは、他の生き物(タガメ、ゲンゴロウ、ヤゴ等)達のえさでしかない存在ではあるけれども、だからこそ、そこにいて欲しいと私は思うのですが…。

私が今、水槽で飼っているめだかは、ニホンメダカ、シマメダカ、アオメダカ、アカメダカ、シロメダカ、黄メダカ、ヒカリメダカ、ダルメダカの8種類です。毎朝のエサやり、半月に一回の水替え等、何かと手間がかかりますが、水槽に近づくと、小さな身体で競うようによってくるめだかに「オイ、今日も元気か」と声をかけ、自分もめだかに元気を貰っている今日この頃です。

「甲子園の思い出」と税理士業

森永 牧雄

近畿税理士会泉大津支部の税理士先生の皆様、新年明けましておめでとうございます。甲子園出場時の思い出と云うことで、当時を思い出してみました。

高校二年の春、全く手も足も出ない敗戦。「森永、経験や、お前行け」とマウンドに行きました。負ける悔しさにぶつけた一球目だけを覚えています。若かったんですね。若いときもあったんですね。一回戦負けでした。

「あの子の球は打てない」と真田豊蔵監督。嶋、真田、夏の甲子園二連覇を成し遂げた海草中学(今の向陽高校)、後に阪神タイガースの投手、三塁手。プロを経験した人の目は確かでした。「あの子に勝てないと優勝できない…」そして、夏までの数ヶ月間、鬼のような執念と集中力の練習、また、現場を離れると怒鳴りちらす…それはチームワークのため。

夏、優勝戦。真田監督は「われらは一生懸命、正直に練習してきた。その『正直』で試合に臨め。基本を忠実に守ること」。試合前は一言でした。しかし、あの子の球は打てない。春と同じ、やはり3安打しか打てませんでした(1本は私が打ちました。へへへ…)。

2対1の勝ちゲームで守りについたら最終回、一死満塁。セカンドゴロ。「球よ、来るな!」と思っていた私のところに、球は来ました。受ける前から迷っていました。ダブルプレーか、本塁送球か。でも不思議に、腕は自然と本塁へ投げていました。その後、無事2対1で勝ちました。優勝でした。優勝したとはいえ、上には上があるものだどつくづく感じさせられました。

下関商業のエースの、打っても飛ばない重い球。プロの口から「あの球は打てない」と云わせたエース。

後にプロに入り、大投手への道を進みながら数年後、あらぬ疑いをかけられプロ球界追放になりました。しかし昨年、Yahoo!ドームでプロ球界復活を見事果たしました。

野球人の凄さ、強さ、優しさや思いやり、それらを備え、そしてまた、くたびれない、くじけない。やはり大投手だと思います。

その当人は飲食業へ、私は箸も持てなくなるくらい肩を酷使し、苦闘の末、税理士業界へと進みました。人の職業、人の人生って分からないものですね。

先生方におかれましても、遠くて近いその昔、その時々で、苦闘の日々があったと思いますが、いかがでしょうか!今年もまた春が来て、夏が来ます。甲子園も改装されるようです。税理士先生の皆様方、どうか「温故知新」「日々新たり」の気持ちで進まれます事をお祈りいたしております。

本年もよろしくお願い申し上げます。

敬白

泉大津税務署
からのお知らせ

確定申告相談会場 が変わります

庁舎狭あいのため、例年税務署及び納税
協会2階で行っておりました確定申告期間中
の申告相談を、

南海泉大津駅近く

テクスピア大阪1階

で行います。



開設期間

平成18年2月16日(木)から
平成18年3月15日(水)まで
【土・日曜は除く
(ただし、2/19・26の日曜日は開設します。)]

開設時間

午前9時から午後5時
(正午から午後1時までには相談を行っていません。)

※ 当会場では、所得税(譲渡所得を含む。)、消費税、贈与税の申告書等の作成指導・
受付を行っています。

専用駐車場がありませんので、電車バスなど公共交通機関をご利用ください。

研修部よりのお知らせ

『ビデオライブラリーの貸出についてのお知らせ』

研修部では、近畿税理士会等より支部に配布され、泉大津支部事務局で保管している研修に関するビデオ資料を、より多くの会員先生に利用していただけるようこの度整理いたしました。御利用の際は、事務局に備え付けの貸出記入表に必要事項を御記入いただければ結構です。

新着情報につきましては、支部だより、支部ホームページ、研修会の案内文書等で随時お知らせしていきますので、自己研鑽の一助として御活用いただければ幸いです。

<会員の異動>

平成17年11月30日現在 会員 105名
(内税理士法人1)

入会

平成17年7月20日 原田 鎮郎 先生
事務所：〒594-0066 和泉市桑原町247-6
税理士法人パートナーズ関西 和泉中央事務所
TEL 0725-45-0063 FAX 0725-44-1832

平成17年9月26日 植野 元三 先生
事務所：〒594-1121 和泉市下宮町342-1
TEL 0725-92-0908 FAX 0725-92-0908

平成17年10月20日 竹下 修 先生
事務所：〒594-0013 和泉市鶴山台1-10-29
TEL 0725-44-9113 FAX 0725-44-9092

(変更)

平成17年9月23日 松原 一仁 先生
FAX番号 072-266-9519

転出

平成17年 7月20日 露口 六彦 先生 (南支部へ)
平成17年11月14日 谷口 哲也 先生 (富田林支部へ)
平成17年11月16日 久堀 好之 先生 (東支部へ)

業務廃止

平成17年 7月19日 谷 好文 先生
平成17年10月28日 柴田 定衛 先生

原稿募集!

この支部だよりは、支部ホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <http://www2.kinzei.or.jp/~izumi/>
また広報委員会では随時原稿・写真を募集しています。
業務に関する疑問、問題提起、趣味、随想 etc テーマは問いませんのでぜひ応募下さい。



お問い合わせは、広報委員会 阪 広久まで。

TEL 0725-46-0123
FAX 0725-46-0250
e-mail hiro@cpa-saka.co.jp

支部行事 告知板

研修委員会より

今年も多数の支部研修会開催を予定しています。会員各位の積極的なご参加をお待ちしております。

広報委員会より

アンケートにご協力ありがとうございました。今後の紙面作りに役立てさせていただきます。

編集後記

みなさま、新春おめでとうございます。

今号の支部だよりはいかがだったでしょうか。多くの先生方のご協力を頂き、編集長としては大変おもしろい紙面になったと自負しております。

久保先生の写真、カラーでお見せできないのが残念ですが、白黒でも自然の荘厳さは十分に伝わってくるかと思えます。2頁目では副署長に原稿をお願いしました。副署長が韓流にはまっておられたとは、今回初めて知りました。幸野先生の原稿からは、“意外に”(?)かわいらしい一面と生命への愛情が垣間見えます。松木先生には支部旅行の報告をお願いしましたが、とても丁寧に書いていただき、全ての行程が丹念に説明されています。森永先生の原稿からは、若き高校球児の熱い心が伝わってくるようです。野球好きの方ならこの相手ピッチャーが誰だかお分かりでしょう。ご興味があれば次のサイトもご覧下さい。

<http://www.fanxfan.jp/bb/player/8.html>

同じスポーツでも、中島先生はサッカーです。前回のW杯で、初めてサッカーに興味を持たれた方も多いでしょう。中島先生の原稿を見て予備知識を頭に入れていただければ、今年の大会も楽しめることでしょう。誌上研修は、昨年度の改正で創設された特定居住用財産の譲渡損失の損益通算と繰越控除です。

これから最も忙しい時期に入ります。どうぞお身体ご自愛いただき、身も心も晴れ晴れした気分でご春を迎えたいものです。

(阪)